

委 託 契 約 書 （総価契約） （案）

委 託 業 務 名	綾ヶ谷ほか 4 事業区保育（間伐等）業務（7－2）
履 行 場 所	安佐北区可部町ほか
委 託 期 間	令和 7 年 月 日から令和 8 年 3 月 1 0 日まで
委 託 契 約 金 額	円 （うち取引に係る消費税及び地方消費税相当額 円）
支 払 方 法	請求期限 受注者は発注者の検査完了後、業務が完了した日の翌日から起算して 3 0 日以内に支払請求書を提出するものとする。
支 払 期 日 （ 期 限 ）	契約代金の支払期日（期限）は、業務が完了した日から起算して 6 0 日目に当たる日とする。ただし、発注者の検査完了後、請求があった日から起算して 3 0 日目に当たる日が早く到来する場合は、当該日とする。
検 査 完 了 期 日 （ 期 限 ）	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
契 約 保 証 金	要 ただし、公益財団法人広島市農林水産振興センター契約規則第 3 0 条第 1 号又は第 3 号に該当する場合は免除
そ の 他 の 契 約 事 項	公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款のとおり
特 約 条 項	なし
適 用 除 外 事 項	契約保証金を免除した場合は、公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款第 1 6 条適用除外
管 轄 裁 判 所	広島地方裁判所

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の公益財団法人広島市農林水産振興センター委託契約約款によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 広島市安佐北区深川八丁目 3 0 番 1 2 号
 公益財団法人広島市農林水産振興センター
 理事長 萬ヶ原 伸二

受注者